第 236 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 6 年 6 月 25 日(火) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 00 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (37名)

1番　恩田 洋一	2番　石原 隆幸	3番　藤原 寿成	4番　藤原 康正
5番　岩田 孝史	6番　古田川光彦	7番　永濱 孝之	8番　安部 治美
9番　石原 博	10番　高橋 正敏	11番　藤原 克巳	12番　和久利 勝
13番　石原 敬士	14番　和久利 健	15番　立石 覚	16番　大坂 茂
17番　安部 傭造	18番　金倉 弘美	19番　藤井 卓	20番　八澤 幹夫
21番　森合 健一	22番　藤原 昭則	25番　石原 宏二	28番　藤原 修
29番　藤原 功	30番　山田 幸則	31番　白名 貴美子	32番　嵐谷 行徳
34番　卜藏 秀夫	35番　浅野 保男	36番　川西 雄二	37番　小池 俊彦
38番　堀尾 敏久	39番　大塚 真人	40番　安部 秀男	41番　梅木 達也
42番　松島 昭夫			

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原ゆう子

5. 欠席委員 (6名)

23番　渡部 雅一	24番　佐藤 昌利	26番　賀元 亨	27番　若月 勝久
33番　新田 昭喜	43番　原田 二朗		

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第５号　農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一括方式）
議案第６号　農用地利用集積計画の承認について（利用権の設定）
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第236回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者はございません。出席者は18名中18名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は23番、24番、26番、27番、33番、43番の6名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、12番　和久利委員、13番　石原委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。議案第1号、非農地証明交付申請の承認について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和6年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/田、現況/山林。面積546㎡他で958㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○。住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由、平成10年頃に保全管理から耕作放棄となった。現在は山林化している。現地調査につきましては、6月3日に■■■■地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。現地は山林化した状態でした。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在、□□□□番、外1筆。地目は登記簿/田、現況/原野及び山林。面積90㎡他で367㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由です。□□□□番について、昭和50年代に近くで圃場整備があったが圃場には入れなかった。面積が狭いため耕作できない。現在木が生い茂っている。▽▽▽▽番について、山の入り口付近にあり、水も冷たく耕作に適さない。現在森林化している。現地調査につきましては、6月4日に■■■■地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。現地はそれぞれ原野、山林化した状態でした。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号3、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/田または畑、現況/山林及び原野。面積76㎡他で151㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由です。□□□□番について、昭和53年頃国道拡幅の際、道路を作った残り76㎡が農地（田）として残った。面積が狭く耕作できない。現在竹や笹が生い茂り山林化している。▽▽▽▽番について、平成14年頃、下の●●●●番の田の圃場整備があり、隣接していた▽▽▽▽番は75㎡ほど残った。高い法面の上にわずかに土地があり耕作できない。現在笹や低木が生え、原野になっている。現地調査につきましては、5月20日に■■■■地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。現地は山林または原野と化した状態でした。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、28番藤原委員、お願いいたします。
28番	議案第1号番号1につきまして28番藤原が補足説明をさせていただきます。

28番	現地は生活道路から約数十メートル山の中へ入ったところにございます。耕作ができなくなった30年くらい前に、山崩れがし、半分くらいが埋まっている農地です。それに併せ水路が壊れ、また現在、竹や笹などが生い茂っていました。よって、非農地証明が妥当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、34番卜藏委員、補足説明をお願いします。
34番	議案第1号番号2につきまして34番卜藏が補足説明をさせていただきます。 6月4日に現地を見まして、全体的には非常に細かく草刈りがされていまして、小さいものしか生えていないという状況なんですけれども、□□□□番は非常に狭く、その上に使っていないと思われるようなハデ小屋が建ててあって、ちょっと耕作には無理だなというふうに思っております。▽▽▽▽番は、ここも非常にきれいに草刈りがされておりまして、全体的には田圃だったんだということが分かるんですけれども、残念ながらこの田のなかに植林がしてありまして、30～40cmくらいの太さのスギの木が立っておりまして、とても耕作は無理だというふうに理解しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 続いて番号3について、38番堀尾委員、補足説明をお願いします。
38番	議案第1号番号3につきまして38番堀尾が補足説明をさせていただきます。 先月、5月の20日に、■■■■地区の石原農業委員、大塚推進委員、事務局の石原補佐と現地確認に行きました。□□□□番は、国道314号線を●●●●方面に向かって、▲▲▲▲トンネルを抜けて1．7km行った◎◎◎◎地内にある農地です。◇◇◇◇地区の圃場整備事業で、この農地を掘削して区画を整備しています。現況、区画された法面の上にわずかに残って原野化し、耕作できない状況です。△△△△番は、さらに500m行って、〇〇〇〇橋を渡った右手にある農地です。昭和53年頃から始まった国道の改良工事で残地として残った農地で、それ以来耕作されていないと聞いています。現在は残った農地が竹林化して、耕作はとてもできない状態でした。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。

議長	（はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号3について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和6年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は186㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。権利取得後の経営面積は204．6aです。資料4に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在　□□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積は47㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△・◆◆◆◆、住所　▲▲▲▲番地。権利取得後の経営面積は0．47aです。資料5に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号3、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は3，467㎡他で4，488㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　▲▲▲▲番地。権利取得後の経営面積は228．3aです。資料6に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号4、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は103㎡他で185㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　▲▲▲▲番地。権利取得後の経営面積は123．1aです。資料7に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号5、農地の所在　□□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は63㎡。権利種別、3条有償移転。対価は10aあたり◇◇◇◇円。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　▲▲▲▲番地。権利取得後の経営面積は542．5aです。対価の1反あたり◇◇◇◇円というのは、土地代のほか、□□□□番の土地の相続登記をするためにかかった費用が含まれているためと、譲受人である△△△△様から説明を受けております。資料8に地図を載せておりますので、ご覧ください。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事する」と、見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、21番森合委員、お願いいたします。
21番	議案第2号番号1につきまして21番森合が補足説明をさせていただきます。 この農地につきましては、○○○○さんの自宅から、農道を挟んで向かい合わせという位置に

21番	あります。△△△△さんの自宅前です。△△△さんの自宅に入る進入路を拡張工事したところ、この農地の法面が少し引っかかっていたということで、少し狭くなっております。今後、この狭くなった農地も△△△△さんが管理をされるということで、所有権の移転になったということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、14番和久利委員、補足説明をお願いします。
14番	議案第2号番号2につきまして14番和久利が補足説明をさせていただきます。 現地は、国道314号線沿い、■■■■の▽▽▽▽のところに、◆◆◆◆があります。その裏手にあたるところでして、非常にわずかな面積です。○○○○さんは、同じ◎◎◎◎自治会の方で、現地の近くに住んでおられます。現在は1人でお住まいで営農等しておられますが、たまたまそこに空き地のような形で管理されている土地がありまして、△△△△さんご夫婦が、畑として活用させてほしいと聞いております。町中の住宅に囲まれた土地でして、耕作といってもなかなか難しいですし、利用される方があれば利用されると非常にいいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。5番岩田委員。
5番	譲受人が2名ということですが、どちらか、というのは決まってはいないのですか。
事務局	共有で申請があったのでこのような形となりました。
議長	共有での所有は問題ありません。 他にございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について承認することに決しました。 続いて番号3について、35番浅野委員、補足説明をお願いします。
35番	議案第2号番号3につきまして35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は、◆◆◆◆自治会内で▽▽▽▽より南側の農地です。○○○○さんはご高齢になられて、土地の所有に苦心しておられます。△△△△さんは、以前からこの農地にて耕作を継続し、また、この近隣でも水田の耕作管理をしておられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号3について承認することに決しました。 続いて番号4について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第2号番号4につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんから△△△△さんへの土地譲渡について、△△△△さんは、旧姓■■■■さんでございまして、○○○○さんは△△△△さんのおじであります。○○○○さんは遠隔地である◇◇◇◇にお住まいでございまして、年齢や健康上の理由により、△△△△さんに農地を譲渡することになりました。日常的には○○○○家において耕作地を管理しておられますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号4について承認することに決しました。 続いて番号5について、37番小池委員、補足説明をお願いします。
37番	議案第2号番号5につきまして37番小池が補足説明をさせていただきます。 畑の場所ですが◎◎◎◎の奥のほうにあります。○○○○さんと△△△△さんは親戚関係になりまして、○○○○さんが高齢となり、管理はとても無理だということで、△△△△さんのほうにお願いしますということで、今回の届出となりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号5について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。　面積10㎡。申請人氏名　○○○○。住所　▲▲▲▲番地。転用目的・施設等、墓地。転用理由は、墓地が山にあり

事務局	高齢になり管理が困難となった。墓を近くにしたい。除地については、県の同意を得て、令和5年12月26日に許可されています。資料9に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 この農地については、農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、21番森合委員、お願いいたします。
21番	議案第3号番号1につきまして21番森合が補足説明をさせていただきます。 現在、この墓地につきましては、JR木次線の◎◎◎◎踏切を渡った山間にあり、現地を確認いたしましたところ、私たちでも坂道を上がるのが自力では大変だと思っています。この墓地を家の裏のところに持って帰りたいということで、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。権利種別は所有権移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。職業、◆◆◆◆。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。転用目的は宅地。施設等、塀。申請理由　隣家との境界の緩衝地として宅地利用する。対価は◇◇◇◇円。本件についてこれまでの経過を説明いたします。□□□□番は、もともと○○○○さんが所有する◎◎◎◎番、112㎡の畑でした。数十年以上前に隣家の◇◇◇◇さんが○○○○さんの土地に隣のブロック塀を建設されましたが、これは除外申請及び農地転用をせずに建設したものだったため所有者・地目を変更する目的で令和元年9月に除外申請を追認で出されました。その時、◇◇◇◇さんから顛末書が提出されています。令和元年9月10日県の同意を得て、農振除外が許可されました。許可後、同年11月に◇◇◇◇番から▼▲▼▲の分筆まではしておられましたが、農業委員会で転用の手続きをしておられませんでした。◇◇◇◇さんがお亡くなりののち、◇◇◇◇さんの娘さんである△△△△さんが境界線に沿って既設のブロック塀を延長し、塀を設置することを計画しておられるため所有権の移転と農地の転用を申請するものです。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、28番藤原委員、お願いいたします。
28番	議案第4号番号1につきまして28番藤原が補足説明をさせていただきます。 現地を確認してきまして、境界線の杭が3つくらい並んで、30㎝で分筆してあったようでございました。現在、ブロック塀もできておりまして、もうどうしようもないかな、と思いながら見ておりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	次に改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画承認の議案についてですが、はじめに事務局から訂正させていただきます。 6月17日付で皆様にお送りしました開催案内中、議案第6号利用権設定の案件は7件としておりましたが、案件中、◇◇◇◇地区の、貸付人は○○○○さん、同じく●●●●さん、借受人は両名とも農事組合法人△△△△である2件につきましては、今月の総会では諮らず、来月の総会に提出、お諮りいただきたいと思います。よって議案第6号は5件となります。訂正にあわせお詫び申し上げます。 議案第5号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構　公益財団法人　しまね農業振興公社　を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1、農地の所在　◇◇◇◇番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，130㎡他で4，174㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用権の設定を受ける者の氏名　農事組合法人△△△△、住所　●●●●番地。利用目的は田。期間は13年6カ月、賃貸借です。 番号2、農地の所在　◇◇◇◇番、外5筆。地目は、◇◇◇◇番については登記簿/畑、現況/田、その他については登記簿/現況ともに田。面積2，130㎡他で9，516㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用権の設定を受ける者の氏名　農事組合法人△△△△、住所　●●●●番地。利用目的は田。期間は13年6カ月、賃貸借です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします

議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から番号2について、受け手が同じ農事組合法人△△△△△ですので、10番高橋委員、続けて説明をお願いいたします。
10番	議案第5号番号1から番号2につきまして10番高橋が補足説明をさせていただきます。 番号1、番号2ともに現地は◇◇◇◇自治会内にございます。先ほども会長さんから説明がありましたように、農事組合法人△△△△△は、いろんなところで米を作っており、管理のほうも適正にされています。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1から番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1から番号2について承認することに決しました。 次に議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第6号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，405㎡他で2,994㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はごらんのとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用目的は田。期間は(R6．7．26～)R6.10．30まで。賃貸借です。 番号2、農地の所在　□□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，232㎡他で6，786㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は181．4a。利用目的は田。期間は5年10か月、使用貸借です。 番号3、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,414㎡他で2,859㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は186．3a。利用目的は田。期間は5年10か月、使用貸借です。 番号4、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,100㎡他で5，939㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は831．9a。利用目的は田。期間は10年7か月、賃貸借です。 番号5、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，658㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積は

事務局	ごらんのとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は858．4a。利用目的は田。期間は10年7か月、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、20番八澤委員、お願いいたします。
20番	議案第6号番号1につきまして20番八澤が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんは、田や草刈り、水の管理など継続されており、全く問題ないと思います。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 こちらの土地は中山間地域等直接支払制度並びに農地・水保全管理支払交付金（多面機能支払）の対象農地になっていますか。
事務局	後ほど調べてご報告をさせていただきます。
議長	3月末までが協定の期限ですが、こちらは10月31日までの契約となっており、その後の管理はどうなるのかな、という心配があって確認しました。
事務局	承知いたしました。
議長	他にございませんか。 （はいの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2から番号3について、出し手が同じ○○○○さんですので、15番立石委員、続けて補足説明をお願いします。
15番	議案第6号番号2から番号3につきまして15番立石が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんの農地は■■■■地区の◇◇◇◇自治会にございまして、同じく◇◇◇◇自治会の◎◎◎◎さんという方が耕作をしておられましたが、今年の1月に急逝されまして、その後を、同じ◇◇◇◇自治会の、△△△△さんと▲▲▲▲さんに継続して耕作していただくということです。△△△△さん、▲▲▲▲さんともに、精力的に耕作をしておられますので、問題はないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて番号2から番号3について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号2から番号3について承認することに決しました。 続いて番号4から番号5について、受け手が同じ△△△△さんですので、32番嵐谷委員、続けて補足説明をお願いします。
32番	議案第6号番号4から番号5につきまして32番嵐谷が補足説明をさせていただきます。 番号4につきまして、出し手の○○○○さんは、2年前に亡くなられた▽▽▽▽さんのお姉さんでございます。いままでは、■■■■という団体で作っておりましたが、去年でやめるということになり、△△△△さんが作るということで、○○○○さんから新規での申請を承っております。 番号5につきまして、出し手の◎◎◎◎さんは●●●●出身で、お父さんが2年前に亡くなられ、いまの田圃を引き継いでおられます。△△△△さんが近くだということで、◎◎◎◎さんから承って作られることになりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号4について承認することに決しました。 次に番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号5について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	(事務局より事務連絡) ○令和6年度全国農業委員会会長大会報告について ○令和6年度雲南地区農業委員会協議会(総会)研修会・懇親会の開催について ○令和5年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況について ○令和6年度の最適化活動の目標設定について ○令和6年度農地パトロール(利用状況調査)の実施について ○中山間・多面現地確認について ○農地機構だよりの配布
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。

議長	次回の総会は7月24日（水）9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。